

11回
令和7年第 総会
11月

白井市農業委員会会議録

令和7年11月4日 開会
令和7年11月4日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和7年1月4日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長 中村 敏雄
会長代理 齊藤 和博
1番 海老原 菊夫
2番 増田 道惠
3番 山崎 正司
4番 中嶋 健次
5番 五十嵐 玲子
6番 高宮 正明
7番 岩井 聰明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山崎 操夫
2. 石井 修一
3. 小林 幸子
4. 押田 勝巳
5. 秋谷 裕一
6. 松丸 敏雄
7. 伊藤 治
8. 秋本 善久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

1 2月の事前審査会、総会の日程について

・申請受付締め切り	11月20日木曜日
・事前審査会（案）	11月28日金曜日
第2班	午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
・総 会（案）	12月 5日金曜日 午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

先月の農地パトロールのほう、大変御苦労さまでした。

また、寒暖差が激しいので、体調面には十分気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和7年11月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番海老原菊夫委員、2番増田道恵委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 事務局の鈴木です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年11月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

2ページを御覧ください。

1番、大字富塚字越所の1筆です。

地目は田。

地積は1,056平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は所有権移転による贈与となります。

次に2番、大字平塚字船戸前の1筆です。

地目は田。

地積は138平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は所有権移転による売買となります。

次に3番、大字平塚字船戸前の3筆です。

地目は田。

地積は合計で2,580平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

次に4番、大字平塚字船戸前の1筆です。

地目は田。

地積は889平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

次に5番、大字平塚字船戸前の1筆です。

地目は田。

地積は515平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は所有権移転による売買となります。

次に6番、大字平塚字船戸前の2筆です。

地目は田。

地積は合計で514平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 1班班長の五十嵐です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北へ約3.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、栗畠になっております。

進入路については、赤道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて御報告いたします。

権利者の所有している農機具は、トラクター1台です。

労働力は、世帯員が5人のうち2人農場に従事しています。

年間従事日数は250日、技術力もあります。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営の規模を縮小させている行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断します。

次に、審査資料2から6番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、農地造成された畠であります。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて御報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、田植え機2台、乾燥機4台、軽トラック2台、コンバイン1台等、農機具はそろっています。

労働力は、法人の構成員の6名で、6名とも農業に従事しています。

年間従事日数は240日、技術力もあります。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より、審査内容の報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願ひいたします。

小林幸子委員 義務者と権利者が親子関係にありまして、義務者のほうが以前、祖父から贈与を受け

た土地を今回、自分の義理の母に当たるのですが、その方に土地を一旦戻して、また相続をやり直しをしたいという目的から、今回、所有権移転の贈与の申請がありました。

不思議なことですが、特に問題はないかと思います。

農地のほうは、義務者の方が引き続き管理をしていくというお話でしたので、特に問題はないと思います。

以上です。

中 村 会 長 2番から6番について、最適化推進委員の秋谷裕一委員、お願ひいたします。

秋谷裕一委員 平塚担当の秋谷です。

全員に電話で確認を取りましたところ、申請のとおりで間違いがないという話でした。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

岩井聰明委員 議案3番ですけれども、資料で3-2と3-3なのですすけれども、謄本を見ると、義務者の名字と住所が変わっておりますが、これは名字が変わったことと住所が変わったことは、既に確認はされているのでしょうか。

謄本上ですと、●●●さんになっているのですすけれども。

中 村 会 長 事務局。

事 務 局 こちらは、別で戸籍のほうをもらっています、それで確認は取っています。

岩井聰明委員 分かりました。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

2番から6番について、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番から6番を許可する

ことに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、3ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和7年11月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

4ページを御覧ください。

1番、大字名内字小名内の3筆です。

地目は田。

地積は合計で6,074平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は一時転用による農地造成となります。

次に2番、大字名内字小名内の1筆です。

地目は田。

地積は1,160平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請理由は一時転用による農地造成となります。

次に3番、大字名内字小名内の1筆です。

地目は田。

地積は1,060平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は一時転用による農地造成となります。

次に4番、大字名内字小名内の1筆です。

地目は田。

地積は1,463平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は一時転用による農地造成となります。

最後に5番、大字名内字小名内の1筆です。

地目は田。

地積は777平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は一時転用による農地造成となります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 1班班長五十嵐です。

審査報告を申し上げます。

審査資料8番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者本人と義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北へ約4.5キロメートル、進入道路は、市道により確保されております。

農地区分として農用地区域内にある農地ですので、農振農用地と判断いたしました。

転用目的ですが、農地造成を行い、畑地化をする計画で、畑地化した後は、レモンの栽培を行う予定です。

審議番号1については、義務者がその後の耕作を行い、審議番号2から5番については、農業生産法人が耕作を行います。

次に、一般基準ですが、申請面積は1万534平方メートルであり、作付計画との関係において面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、権利者の自己資金にて賄う計画となっております。

また、申請地は、土地改良区の受益地内ですが、手賀沼土地改良による意見書が提出されておりままでの、問題ないと判断いたします。

これらのことから、実施基準、一般基準とともに本案件は何ら問題ないと思われます。

以上、報告を終わります。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番から5番について、最適化推進委員の石井修一委員、お願ひいたします。

石井修一委員 推進委員の小名内の石井です。

権利者、義務者、双方に電話で聞きました。

それで、1人の方は、下層に建設残土が入って、表層1メートルが赤土で、畑に転用すると聞いて、承諾をしたと言っていました。

管理費については、土地改良費10年分、支払ってくれるということを聞いていたと。

もう1人の方は、10年以上耕作していない放棄地のようなものなので、お任せですよと話していました。

権利者に伺ったところ、レモンをつくると言っていたので、あの地域はちょっと寒いから、レモンどうでしょうかと話をしたら、事前審査のときも、サツマイモなんかにもひかれると言って、作物については、まだ悩んでいました。

でも、防風林をソルゴーで作ったりして、栽培意欲は感じられました。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりました。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

伊藤 治委員 最適化推進委員の伊藤です。

こちらの先ほどの案件と同じ権利者の方というか、転用等おありだと思うのですけども、以前にも、何か月か前に、こちら申請されたと思うのですが、そのときもレモン畑にするという話だったと思うのですけれども、そちらの進捗状況とか、今回の申請を許可するに当たって、問題なく行われているんでしょうか。

事務局 前回の案件については、まだ農地転用、工事完了の農地復元も行われておらず、来週ぐらいに農地復元する状況だと聞いております。

その後にレモンを耕作するという状況ですので、農地造成自体の工事は無事に終わって、その後の耕作については、これからです。

伊藤 治委員 造成のほうも問題なく。

事務局 造成のほうは、環境課の残土条例では、工事完了検査のほう無事に終わっています。

伊藤 治委員 分かりました。ありがとうございます。

中村会長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番から5番について、関連がありますので一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番から5番について、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、5ページを御覧ください。

議案第3号 令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定について。

白井市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定により、別紙のとおり、令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取依頼がありましたので、提出いたします。

令和7年11月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄

6ページを御覧ください。

白井市長からの依頼文になります。

7ページを御覧ください。

令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画（案）です。

1番、新規です。

大字十余一字平塚道北の1筆です。

地目は畠。

利用権設定面積は1,325平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権、内容が普通畠、期間が10年です。

利用権を設定するものは記載のとおりです。

農地中間管理機構は、公益財団法人千葉県園芸協会です。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は40アールです。

次に2番、新規です。

大字十余一字平塚道北の1筆です。

地目は畠。

利用権設定面積は1,209平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権、内容が普通畠、期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

農地中間管理機構は、公益財団法人千葉県園芸協会です。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積が40アールです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

中 村 会 長 農用地利用集積等促進計画について、既存農家については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番、2番については、新規の案件ですので、地区担当委員の補足説明がございます。
最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願ひいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区推進委員の松丸です。

要件を設定する権利者と電話で話すことができましたので、報告させていただきます。
市内で梨の栽培と路地栽培を計画していたそうですが、現在、梨を母の実家の園地で栽培しており、露地野菜については、農地を探していたということでした。

地元の知人から紹介を受けまして、今回の圃場を借りようと思い、申請に至ったそうです。

栽培に必要な農機具は所有しております、また、技術については、地元の農家に指導を受けながら、生産のほうを現在も行っているということです。

販売については、JAを通して販売することを考えているそうです。

以上のことから、栽培等については問題はございませんので、報告させていただきま

す。

以上です。

中 村 会 長 地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号

令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画の決定について、承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、8ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和7年11月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

9ページを御覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

次に、②農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

次に、③農地法施行規則第29条第4項の規定に該当するか否かの検討を求める申出書でございます。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきます。

4、報告・協議事項等の（2）その他で、12月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締め切りが11月20日木曜日。

事前審査会が11月28日金曜日。

担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が12月5日金曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案につきましては、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人